

Title	看却されたる経済学上の緊要問題 (続き)
Sub Title	
Author	三邊, 金蔵
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.1, No.7 (1909. 9) ,p.199(77)- 212(90)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19090901-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

看却せられたる經濟學上の緊要問題 (續き)

三 邊 金 藏

(四) 勞力こそ唯一の生産者なりと云ふマルクスの説は少しく制限して初期の産業に適用し得可きを論ず

考察せらるべき最首の問題にして而かも亦た自餘一切の問題を論ずるに際して指針の用をなすものは假令消極的なりと雖もマルクスによりて際かに指示せらる、蓋し彼は奴隸制度を以て其議論の出發點となせばなり、乍併此制度は抑も如何にして存在するに至りし乎、

古代諸國に於て少數者は如何にして其奴隸を有するに至り大多數の人間は何故其奴隸たるに至りし乎、ハーバート、スペンサーは社會學研究者の一人として嘗つて曰く文明の起源及び性質を研究せ

んとする者は此問題の研究より着手せざるべからざるなりと、奴隸制度の何たるかを了解せんと欲せば先づ其以前に存在せしものを考究せざるべからざるなり。

彼の言によれば社會は其起源を小なる家族團體に發するものなり、小なる家族團體が其團體員の爲めに食料を得る機會を握るに従ひて漸次に發達して部落となり國家となりしものなり、然るに此發達は數多き家族團體より起れるが故に幾多の家族團體は互に其地域を争ひて争鬪止むときなかりしが此争鬪は常に武力の優劣によりて決せられしが故に最良の戰士を有し最良の指揮者を有せし團體は増殖して益々榮え然らざるものは漸く衰亡するに至れるなり、斯る状況の下に於ては産業の保護は産業の續行よりも遙かに重要なりしが故に最も戦を善くする者は自ら其團體の治者となれるなり。

乍併各團體の内部に於て斯る分化の行はれしと共に他方に於て全種族若くは團體の團體を影響感

化せる一層大なる分化起るに至れり而して其起るに至りしは主として氣候の結果なりとはスペインサ一の主張する所なり、蓋し氣候爽快にして雨少き地方に住せる人種は特殊の精力を養ひ得たるに反し炎熱燻くが如くにして雨多き地方に住せる人種は氣力自ら懦弱となるを免れず然るに天然の恩恵頗る渥くして豊かに且つ容易に勞力に對する報酬を得可き地方は即ち此天然の恩恵に忤れて努力を缺き濕潤なる氣候の爲めに勤勉の心を殺がれし人種の住所地たりしが故に乾燥せる氣候の中に育ちて能く其銳氣を保存せる人種は歳と共に漸次此地方を克服するに至る事實こそ彼のより大なる分化の原因なればなり、然り而して如斯强健なる人種が富有なる地方に殺到し來る自然の事實こそ實に奴隸制度の起因にして亦た奴隸制度の上に榮えたる古代文明の起源たるなれ。

上述せし事實の意味を要約せばあらゆる人類進歩を促せる主要條件中殊に産業發達の條件となりたるものは戰勝と云ふ一事にして戰士は之を譬ふ

れば宛かも生産者の周圍に巡り立ちて外敵の進入より彼等を保護せる堤の如かりしなり、然れば戰鬥力の優秀は社會の存續及び社會員の安寧幸福にとりて缺く可からざる要件たりしものにして武士階級殊に其袖領が昇りて治者階級となり生産者階級が降りて彼等の供資者となりたるは全く此理由に基くものなり、如上の大體論が能く其眞を得たるものなるは之を古來の史乘に徴して疑ふ可からず、カルセージの商業がカルセージの武力の衰退と共に衰退せるが如きは其一例に過ぎざるなり。

要之古代諸國に於ける奴隸制度は武力と其成功とが社會の安寧に關する事頗る大なりし事實に職由するものにして少數者が奴隸を有するに至りしは是等少數者が此武力を代表せしが爲めなるなり以上奴隸制度に就きて眞として主張し得可き處は封建制度に就きても亦た眞として之を主張し得可し、何となれば封建制度は武人階級が社會の安寧秩序の基礎をなし他の諸階級は此階級の保護の下に立ちて初めて其堵に安んずるを得し事實に其

起因を有するものにして彼の特權階級が通行税を生産者に課し得たる所以も實に亦た此階級が必要なる武力を掌握せしが爲めなり、再說すれば奴隸封建兩制度の下に於て少數者が其位地を占し所以は社會の安寧存續が掛りて彼等の肩上に在りし事實に職由するものなり。

吾人はやがて同一なる原則が近世の資本制度の下に於ける少數者の位置に適合するを見るべしと雖も茲にはマルクスが依つて歴史の鍵鉤となせる彼の學說即ち富を生産するものは勞力若くは勞働者階級のみなりと云ふ説を考査せんと欲す、蓋し此説は吾人先に既に之を述べたりと雖も未だ是に就きて論究する處あらざりしが故なり、

(五)マルクスの説は資本制度及び資本制度の發達と並行する生産増加を説明するに足らざるを論ず

勞力を凡の富の生産者なれと云ふ學說を取りてマルクスのなせるが如く直ちに之を近世の生産に適合めんとせば常人と雖も猶ほ其愚に服すま

じきの理は吾人先に之を言へり、

然りながら如斯裁斷に左袒するに先ちて吾人をして先づマルクスのなせるが如く古代の社會に溯らしめよ、然らば吾人はマルクスの學說を適て合め得て秋毫の扞撝だも認め得ざる社會發達の階段に到達せん、蓋し社會の未だ野蠻の域を脱するに至らざりし時若くは文明の域に僅か一步を進めし時に當りては勞力は眞に唯一の生産者にして生産の用具は亦た過去に於ける勞力の生産物たりしのみならず貨物は直接間接に其中に投せられたる勞力の多寡に準じて交換せられたればなり、而して斯く各種貨物に投入せられたる勞力の多寡が其經濟的價值を測定する尺度たりし所以は凡の勞力が其適用に於ては等しと云ふ可からざりしも其品位に於ては殆んど全く相等しかりしが故なり、元より各人の能力は特殊の職業に集注せらるゝに因りて特殊の熟練を生じたるべしと雖も而かも漸く特殊のとなりたる能力は程度より云へば殆んど同一にして何等の逕庭なかりしなり、而して亦た當時

に於ては生産用具換言すれば原始的資本を製出する者と是を使用する者とは同一平面上に立ちて其間に上下の差なかりしのみならず兩者が同一人たりし場合も少からざりしなり、殊に同時に於ては各人の勞働は全く各人各自の決せる處なりしなり勿論之が決定に際しては意思も筋力と等しく一個の役目を演ずべしと雖も然かも意思は筋肉と等しく如何なる場合に於ても勞働者自身に屬するものなり數人共同して一事業に當る場合に於ても亦た彼等の間に締結せらるゝ必要なる協約は即ち勞働者の意思の一致なるが故に他人の干渉を蒙るものにあらざりしなり、一言以て之を云へば治者階級は取る事あるのみにして生産する事あらざりしなり。

然るに奴隸制度一度發達して前述の如くなるや此位地は他の點に於ては何等の變る處なかりしが或る一點に於ては全く變化せり即ち嘗つては生産物が少數者の爲めに課税を受くと云ふ事實を除けば其他に於ては全く外部の力より獨立せし勞働の

遂行は今や此事實以外更らに他に於ても外部の力によりて支配せらるゝ事となれり、詳言すれば嘗つては自ら決して自ら努力せる勞働者若くは其團體は今や上級者の強迫によりて驅使せらるゝに至り個人勞働者の業務は執務の激烈と時間の延長とを経験するに至り嘗つては任意的に相結べる團體は今や組織立ちたる一隊と變せらるゝに至り其結果は生産の大増加を生むに至れり、然れども治者階級殊に其上層者が勞働に及せる影響は只是に強迫を加へたりと云ふ一事に止まるものにして他に及ばざりき、即ち彼等は長時間間斷なき勞働を強ひしのみにして勞働單位言ひ換ゆれば双手を働かしむる一意思の能率の如きは勞働單位其者の願る處に委して念とせず幾多の單位の聯合によりて達し得可き勞働能率の増加の如きも亦た人數の増加と云ふ簡單なる手續によりて之を得んとせり、然ればおしなべて之を言へば當時に於ては富は奴隸の數及び其が勞働を強ひられし時間の數に準じたるものなり、如斯治者階級は勞働者を強迫して勞

働に従事せしめたりと雖も彼等は決して勞働の實際に亘る詳細なる事項にまで立ち入りて之を指揮せるにあらず如斯事項の決定は之を奴隸中より選抜せる監督者若しくは地位低き自由民に委ねしなり、此事實は古代の文書中に産業に關するもの殆んど全く存在せざるに徴して之を證し得可しと雖も殊に直接に吾人に證據を供するものは古代の思想家が産業的動作を甚しく賤めたる事實なりとす、希臘に於てメカニカルなる語が下賤の同意語として用られたるが如きは偶々其一例をなすものなり。

却説多少形式を異すれども是と同様の事實は奴隸制度より轉じて封建制度に移るも猶ほ發見し得可し、勿論此時に於ては僧侶の活動ありしが爲め問題は稍々複雑となりしと雖も如斯は例外に過ぎざるが故に今暫く之を措きて論ずれば生産者階級は概して治者階級によりて侮蔑せられ少しく誇る可き血統を有するものにして身を産業に投ずる者として殆んどなく其實際に係る者に至りては更らに

稀なるの有様なりき、此明白なる事業は取つて以て封建時代に於ける生産の直接關係者は奴隸制度時代に於ける夫れの如く自己所有の生産用具若くは資本を使用して自己の決定せる方針に従ひて勞働の實際に従ひたる勞働者なりと云ふ説を論證するの具となすに足るべし、果して然らば凡の富を生産する者は勞力なりと云ひ貨物は其中に投入せられたる勞力の多寡に應じて交換せらるると云ふマルクスの學説は此所に於ても猶ほ眞理として受けらるべきものならん。

論じて此處に至り吾人をして問はしめよ、是等過去の三時代に於て勞力は富の生産に關して如何なる結果を生せしめたる乎と、之を概言すれば原始時代に於ける富の生産は極めて僅少にして後世の標準を以て之を計れば富と稱する價值だになく所謂生産者階級と治者階級との區別の如きも一は生産の爲めに働き他は之が爲めに働かざりし點を標準とするものにして富の多少を以て其標準となせるものにあらざるなり、左れば高尙便利なる生

活に資するが如き物は當時に於ては全く之を見るを得ず其漸く之を見るを得るに至りしは奴隸制度の下に於て労働が集約的となりし以後に屬するは全くスペインの主張するが如し、然れども此奴隸制度の下に於ても富の存在は總額より是を云ふときは未だ以て多大なりと稱するを得ざりき、何となればローマ帝政時代に於て少数者の上層に位する者は或は邸宅の形に於て或は各種の奢侈品の形に於て今日の生産法を以てするも到底産出し得ざるが如き富を有せしと雖も斯の如き富有者は其數極めて僅少にして是を全人口に比するときは殆んど云ふに足らざりしが故なり、降つて封建時代に至ては富の存在は更らに僅少にして中世の君王が有せし奢侈品快樂品の如きは是をボンペイ市の一人が有せしものに比するときは及ばざること甚だ遠かりき、又た十五世紀の一期に於て英國の労働者は甚だ多量なる肉類を有せりと稱せらる然れどもエーネアス、シルヴィアスは曰く彼等は野菜類缺乏の爲め動もすれば壞血病の犯す處とな

りしと彼等は復た今日に於ては細民中の細民と雖も其所有を以て當然とする窓扉及び人工的燈火の如き便利品を有することなかりしなり、事情斯の如かりしかば當時の國民所得を取りて是を當時の全人口に均分したりとせば各一人の所得は眞に微々たるものなりしならん、斯く中世に於て富の量が一時減少を見たる所以は一はローマの太平時代に比して當時は戰亂極めて多かりし事實に歸すべしと雖も一は亦た各労働者の生産力以前に比して優りたりと云ふ可からざるに一方に於て封建封建制度が各労働者に強求して其有らん限りの生産力を發揮せしむる點に於て奴隸制度よりも多かりしが爲めならずんばあらず。

然るに此封建時代より一轉して近世の資本主義の時代に移らんとする時期に至るや人間の生産力は漸く増大せんとするに至れり、而して此増加は初め二百年間は漸進的なりしがマルクスの言ふが如く資本主義漸く英國の天地に勢力を振ひ來るや急轉直下非常の勢となり資本主義が各國に瀾漫す

るに至りては益々急進して前代未聞の勢とはなりたり、世界の貿易國の海上運輸品の總噸數が一八四〇年の二千萬噸より一八八七年の二億四千萬噸に昇れるが如きは粗雑なる例なれども亦た以て一斑を推知するに足るものあらずや。

論じて茲に至り吾人は吾人が先に指示せる二個の問題に歸りて論ずる處あらんとす、此二個の問題たるや直ちに事物の根底をなすものにして然かもマルクスも正統派經濟學者も共に何等の光明を與ふ處あらざるものなり。

(六)定則の發見を今後の經濟學に俟つ資本制度の眞義を論ず

吾人の所謂二個の問題とは

(第一)富の生産が過去二三百間に於て從事せる人員に比して多大の増加を來せる所以は如何

(第二)富の大部分が資本家と稱する少数者の手裡に集中せる所以如何

にして此二個を結合するときは更らに

(第三)若し富を生産する者は勞力のみなりとせば生産の増加がマルクスが以て資本制度の本質なり眞義なりとせる労働者と生産用具との分離と共に始まり且つ平行して進む所以は如何

との問題を生ず。

第一の問題に對してはマルクスは自己の前提よりしては何等の解答をも演釋し得ざるなり、彼の爲し得る處は只之を労働用具に改良ありたりとの事實に歸し得るのみ、乍併彼の説く所に依れば是等の改良は労働によりてなされたるものなるが故に斯く言ふは單に事實を再説するのみにして其説明とはならざるなり。

労働に如何なる内部的變化ありたればこそ労働用具は改良さるゝに至りしかとの問題に對しては正統派學者の答ふる處も亦た決して優れりと云ふ可からず、彼等は曰く生産の増加するは資本の増加するが爲めなり資本は其額に準じて労働の生産を増加するものなり而して資本の増加するは節制

84

力強き人ありて是を貯蓄するが爲めなりと、然れども如斯は蒸氣機關の牽引力が馬足の牽引力よりも強大なる所以は或人が馬足を増殖せしめ得る燕麥を貯蓄増加するが爲なりと説くと一般にして答を就ざるなり

第二の問題に對してマルクスの答ふる所は只英國の歴史に訴ふるあるのみ、乍併假に資本主義の發生地たる英國二三代間の歴史が能く此問題に解答を與ふとするも同じ論法を以てしては他國に於ける資本主義の發達を説明し得ざるなり、米國の如く大多數の資本家が最下級の労働者より出たる國に於ては殊に然りとす。

第三の問題に對してはマルクスもリカルドも共に絶對的沈黙を守りて云ふ所なし、

念ふに是等三個の問題に對する解答は第二の問題に對する解答を得ば其中に自ら是を發見し得可きが故に以下之を説く可し。

抑も第三の經濟的階段に於て其支配階級をなす資本家が其位地を占むるに至りたる所以は其以前

の階級に於て少數者が其位地を占むるに至りたると全然同一にはあらざれども極めて相類似せる原因に基くものなり、詳言すれば少數者たる資本家が多數の上に立ちて之を支配する所以は彼等が以前の經濟的階段に於ける少數者と等しく社會の存立安寧及び權力の維持に最も必要なる力を代表するが爲めなるなり此力とは即ち富の生産を極度に高め更らに之を維持し行く力に外ならず、然り而して細民階級は此力により産出せられたる享樂品便利品の分配に與かる事極めて少きにも拘らず一度之に慣るゝときは富の増殖を棄絶するを好まざるが故に然る間は富の増殖に寄與する人々に從屬して背反せざるなり、換言すれば彼等は封建制度の下に於て彼等の勞力を保護せる人々に服せるが如く資本制度の下に於ては其生産力を増加し得る人々に服従するものなり。

以上は最も概括的に事の真相を述べたるものなり、以下吾人をして其詳細を語らしめよ、之を概論すれば封建奴隸兩制度の下に於ては原

85

原始時代と等しく凡の富は勞力のみによりて生産せられたりと云ひ得可し何となれば當時支配者階級は富の生産に關しては何等の趣味をも有せず從つて労働者の意思にまで立ち入りて干渉をなすが如きは稀有なりしが故に労働者は自己の意思と自己の技術とを以て労働に従事し得たるが故なり、而して労働者は斯く優等階級の指導を受けざりしにも拘らず三箇の原因ありしが爲歲月を経るに従ひて多大なる進歩をなせり、是等三箇の原因中の第一ハーバートスペンサーの主張するが如く奴隸の上に加へられたる壓迫にして此結果は労働の激烈集約的となりて表れたり、此状態は効力稍下りたれども永續して封建制度の下にも猶ほ行れたり第二は同じくスペンサーの主張するが如く自然的原因の爲め大古に於て既に其存在を有せる職業の分岐なり、第三は普通の經驗によりて得られたる智識の集積及び或る人士の中に於ける特殊の技術的熟練なり、是等三箇の原因により労働は極めて大なる進歩をなせりと雖も然かも未だ古代ローマ

を凌ぐに足る程の一般的進歩を見るに至らずして世は早くも正統派經濟學者が何等の疑をも挿せずして是を受けカールマルクスが英國史の偶然なる出來事を取りて其原因となし労働用具と労働者との分離を以て其真相なりと云ふの外は黙して何事も吾人に告げざる資本制度の發達期に入れり。

マルクスは吾人の先に云へるが如く労働用具の大變事が大進歩の一因たるの事實は勿論之を認めたれども此事實を主張するは單に事實を一層具體的に再説するのみにして吾人の問題とする處に何等の解答を與ふる者にあらざるなり、然れば今生産用具は何故改良せられし乎其理由如何と眞個の問題を掲げ來りて此解答を照らせば吾人は益々問題に遠きものなるを知るなり、若し商品は勿論商品の生産に用らるゝ器具換言すれば資本は労働者の力のみによりて生産せらるゝものなりとせば而して亦た資本はマルクスの言ふが如く過去に於ける労働の結晶體に外ならずとせば是等の生産用具は何故其生産せらるゝや直ちに生産者の手裡を脱

して他人の手に移る事の完全となるに従ひて益々其改良を見るに至りし乎、例を農業に亞ぎて重要な工業にして而かも亦た資本主義が初めて成功を収め得たる織物業にとりて之を云へばヘンリー八世の頃既に存在しつゝありし彼の手織器械捲絲竿紡車の如きは單に前所有者より盜まれたるによりて天然自然に近世の工場内に發生するに至りたるものなる乎、凡そ是等の難問たるや後の社會主義者中の或者は勿論マルクス自身も既に之を認めたり然れば彼等は労働の定義を押し擴めて使用價値の生産に必要な一切の心力及び體力（マルクスの言を借る）を包括せしめて豫め之に備へんとせり、然れども如斯定則は人間の手足は人間の意思と關係を有すと云ひ若くは人は人にして犬馬にあらずと云ふが如く明々白々の理を説くに止まり毫も其以上に出づる處あらざるものなり、夫れ然るに労働者は動もすれば他人の爲めに奪れんとする生産用具の使用に其手を借すを以て其特色とする人を指稱するものなりと云ふ粗雑なる觀念

にして亦たマルクスがあらゆる彼の議論の根底とせる觀念は今日に至りても猶ほ何等の變改を受けざるなり、従つて生産用具は何故其使用者が其所有權を失ひ直接の利害關係を有せざるに至りて初めて其改良を見るに至りし乎其所以は如何と云ふ問題も亦た依然として其解答を得ざるなり、マルクスの理論に缺陷あるの實亦た以て見る可きにあらずや否乎。

夫れ然らば如斯失敗に失敗を重ねたる解決は到底解くに由なきものなる乎、吾人は念ふ吾人は解決の指針をアダムスミスに於て發見し得可しと、只吾人は是をスミスが言ひし處に見ずして彼が落して言はざりし處に於て是を見るのみ、スミスはマルクスと等しく労働者とは物質的生産用具の力を借りて手足の労働をなすものなりと解するが故に富國論の開卷第一章に於て生産の増加は労働自體によるものにあらずして労働分岐の程度如何によるものなりとせり、今上級者よりの壓迫に基きて生ずる労働の集約を別にして之を論す

れば労働の分岐が原始時代より近世に至る迄産業進歩の根底たり原因たりし事實は毫も疑ふ可きものにあらずき、然るにスミスの時に至りて初めて大規模に表はるゝに至りし現象に對しては此説明は其効を失へり、何となれば労働の分岐は何故普通の器具機械が蒸氣機關に變ずるに至り乎の問題は此説明によりても未だ明かにし得ざればなり夫れ然らば然れどもスミスの定則は一事を附加すれば以て安全なるを得可し、詳言すれば含蓄少き労働なる語に代ゆるに含蓄多き努力なる語を以てし斯くて資本制度に特有なる生産力の増加は努力の新分岐にありと云ふときは吾人は遂に問題に對する鍵鈎を握りたるものなり。

然れども今暫く論歩を此所に止めて労働中に含まるゝ意思に就きてマルクスの説く所を聽かしめよ、マルクスは曰く或る労働者が他に優れる個人的熟練を有する所以は其意思が他に優れるが爲めなりと、ラスキンは之に同じて曰く労働者が手足を用ふる處は智力と決意とによりて決せらるゝも

のなり、或者が鋸の使用に於て他に優り他の者が畫筆彫刻力の使用に於て他に優るは此理に外ならずと、然れどもマルクス、ラスキンの二人が思考する處の意思なるものは如何なる場合に於ても双手を以て優秀なる工作を成就せしむる各人の意思なるなり、然れば生産的努力は如何に簡單なるものと雖も常に人の双手と其意思とを包含するものなりと云ひ得可し、然るに此二者は不可分的に人に隨從するものなれば兩者を合して單に労働と云ふは勿論例へば漁夫の一小家族が一小漁船を以て業に従ふが如く數人の労働者共同して一業に従事するるときと雖も凡の人の努力——其が假令一定の組織を有し一定の意思に服するを必要とするも——を合せ稱して労働と呼ぶも決して失當なりと云ふ可からず、何となれば組織なるものは如何なるものなるにもせよ其双手を以て組織的努力に勞する人々によりて作らるゝものなればなり、

然れども若し吾人にして一度眼を一小漁船を以て漁業に従ふと云ふが如き單純なる場合より轉じ

て例へば米國發見と云ふが如き企圖の上に注ぐときは吾人は吾人の眼底別に一生面の映し来るを見るなり蓋し如斯場合にありては水手楫師共に優秀なりとするも航海の目的方針の如きは全く外來の意思換言すればコロンの意思によりて決せらるゝものなればなり、此外來の意思は其性質より云ふも其作用より云ふも共に労働者の意思の如くならず全く異りたるものにして労働者の着想以外信仰以外の點を目的とせるものなり而して此外來の意思ありたればこそ労働者は半途に船を回へして折角の企圖をして徒勞に終らしむる事なく能く其目的を達するを得しなり。

然れば吾人若し米國發見に於て見るが如き努力をとりて之を一小船を以てする漁業の中に見る努力と比較對照するとき吾人は労働の分岐を要する點に於ては兩者之を等うすと雖も努力の分岐に至りては大規模の事業に存在するを見て小規模の事業に存する事なきを發見すべし而して茲に至らば吾人は更らに凡ての労働者は労働が労働者自

身の意思にのみよりて決せられずして各人の意思と共働し若くは之を壓して各人の肉體的労働を支配する特別なる資質を有する他人の意思によりても亦た決せらるゝに至るは此心の努力の分岐に基づくものなり是ぞ三人士の才能精力が普通一般の労働に其力を貸し得る所以の道なりと知るに至らん夫れ然り然らば資本制度の眞髓たり眞義たるものは労働者が其生産用具に對する所有權を喪失せる事實にあらずして労働方針の決定を労働者の意思より分離するに至らしめたる努力の分岐別言すれば産業上の職分に生せる分岐に外ならざるなり彼の生産用具と労働者との分離の如きは其自體に於ては生産用具の改良若くは生産物の増加に何等資する處あらずしなり否眞に其自體のみなりしならんには結果は反對の事實を現し生産用具は粗惡となり生産額は減少を見しならん生産用具と労働者との分離が變革を來すべき必要條件たりしは疑ふべきにあらずと雖も其が絶對的必要條件にあらずしりも亦た疑ふ可きにあらず、且つ純然たる

物質的條件の關する點より云ふも兩者の分離は偶然的出來事にして其重要も亦た第一と云ふ可からず、第一の出來事と云ふ可きは労働者が其生活維持に必要な生産物より分離したる事是なり、蓋し労働者は之に依りて生活維持の必要物を直接に得る能はずして一定の労働方法を定め之に遵據して労働すべきを條件として其仕拂を承諾するが如き人士の手より賃銀として間接に得るが如き事情となりたればなり、然り而して斯く一定の人が労働者に對して至大の權力を有するに至りたる所以は主として是等の人が労働資本他語を以て云へば労働者が得んとする必須物を有するに由る者にして一人の意思が多數人士の労働を指揮し得るも亦た實に此物質的手段あるが爲なり、而して彼の生産用具が近世に至りて非常の大改良を見るに至りたるは亦た如斯特有なる智力精力を有する人士が多數の普通人士の労働を指揮する結果たるなり。

要之資本制度が代表する處の動的要素は産業上の精力及び努力の漸分岐よりなるものにして是あ

るが爲め非常なる生産力は皆に個人の熟練のみならず廣く一般に多數労働者の身心兩方面に影響を及ぼし其効果を現し來る也。

而して一度此事實を眞に了解せばマルクスの所謂資本制度の發生も結果も共に容易に了解し得らる可し、反之マルクスのなせるが如く極めて皮相的に資本制度の發生及び結果を描きたるのみにては未だ以て其説明を了したるものと云ふ可からざるなり。

然りと雖も彼の正統派經濟學者が一度此根本的事實を認め之をとりて同化するに至るときは彼等は更らに一事實の彼等の認識と解明とを俟つものあるを見ん、詳言すれば富の生産力が資本制度の下にありて不斷の増加をなし行く所以は要するに此制度が少數人士をして其特別なる技術を多數人士の個人的勞作の上に及ぼし之を影響感化せしむる便を有するが爲めなるは吾人の先に言へるが如くなれども何故此事實は特殊の時期を俟ちて初めて發生するに至りし乎、何故此事實は一方に於て

90 益々其重要を加ふると共に他方に於て愈々益々發達擴張し行く乎、凡そ是等の問題を解せんと欲せば經濟學者は巨細なる點を根掘り葉掘り分解するを止めて一層廣大なる歴史の事實に歸つて研究せざるべからざるなり、而して是等の事實は恐くは一個の事實としてか若くは結局單一なる運動に屬する多數の事實としてかに於て單簡なる總括し得可きものならん、此運動は技倆卓抜なる人士が漸く宗教文學政治學問等の方面に野心を絶ちて次第に覇を實業の野に争はんとする傾向よりなるものにして嘗つて奴隸の手に委ねられて顧られざりし富の生産は今や多大の興味を以て多數人士に注意せられ昔日とは全く反對の現象を生ぜんとなす、然れば此運動と其原因、北方伊太利其他に於ける其部分的豫想及び米國の如き新國により新に與らるゝ多大の刺激等は今後に於ける歴史の一章を形作るべき論題たるなり、

此運動と其一般的傾向とは苟も歴史の教育を受けたる者には既に充分に熟知せらるゝ處なれども

是を經濟學の框中に藏めて抵措なからしむるが如き説明を下すは今後の經濟學者の任務として存する處なり。

終りに臨み吾人が茲に其大要を叙述せる努力の分岐とは如何なる性質のものなるや之を曖昧ならしめたる種々なる社會學的論法は如何なるものなるや等は吾人が後日に於て更に詳細に述べんと欲する處なるなり。(完)

領水概論

小倉 和市

第一章 領水の定義

領水とは一國主權の下にある一切の水面を總稱す。元來領水なる名稱は其使用の範圍學者間に於ても精密の一致を缺き、或は此名稱を單に領海の意義に用ひて河川運河と相對立せしむるものあり、或は同一の學者にして一の場合に於ては之を

廣義に用ひて總ての水面を包含せしめ、他の場合に於ては單に領海の意義に用ふるものと雖も、學術上の用語としては領水を前掲の如く定義するを精密なりと信ず。此定義に従ふときは一國の領水は(一)河川(二)運河及び(三)領海を包含するものなり。今予は上述の各場合に付き順次國際法上の準則を論定せん。

第二章 河川

91 國際法上の必要により河川を區別するときは、(甲)通航の能否を標準として(イ)不能通航河川及び(ロ)通航の二となすことを得可く、又(乙)所在の位置に基きて(イ)全然國內に存在するもの(ロ)國境に存在するもの及び(ハ)數國を貫流するもの(ニ)となすことを得可し。今之等の河川中全然同一國の版圖内に終止するものありては其通航の可能なると否とを問はず全く該國家の領域の一部分をなし其主權に服従するものにして該國家は其欲する所に從ひ外國船舶の通商的航行を禁止する

の權を有す。唯だ此絕對權は(イ)所謂無害通過の原則によりて和せられ又は(ロ)特別の條約によりて制限を受くることあるのみ。從て此場合にありては特に困難なる問題を惹起することなし。故に予は國境河川及び數國貫流の河川に付き通航能の各場合を説明せん。

甲、國境河川

此場合にありては(イ)特別の慣習及び條約あるときは立證の責任を權利の要求者に歸せしめて其慣習及び條約に従ふ可く(ロ)若し何等の慣習及び條約なきときは、或は全河流を擧げて兩國の共有に歸す可しとなし、或は河川の中央を以て兩國の中央境界線となす可しと唱ふるものあり。又或は航路の中央を以て正當なる境界なりと唱ふるものありと雖も精密に云ふときは(一)通航不可能の場合にありては其中央を以て國境となす可く(二)通航可能の場合にありては航路の中央を以て兩國の分割線となし兩國は此河流を使用通航し得るものとす。